

佐賀型観光プロダクツ造成チャレンジ事業 第2期募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大以降、変化した旅の形態や多様化したニーズの中で、佐賀県が旅先へと選ばれるため、佐賀県の自然や文化、食、日常のライフスタイルなど多様な地域資源を国内外の旅行者に向けた商品へと造成及び磨き上げる取組に対し佐賀県の観光振興に寄与することを目的とする。

2 内容

県内事業者・団体、又はこれから県内において事業を始める事業者・団体による佐賀県の地域資源を活用した観光プロダクツ造成及び磨き上げの取組に係る費用の一部を補助する。

3 事業期間

(1) 令和5年6月12日から令和6年2月29日まで

(2) 補助対象経費の精算

本事業の実施期間は、補助金の交付決定日から令和6年2月29日まで

この実施期間内に、プロダクツ造成等の具体的な事業の実施だけではなく、完了実績報告書を含む、全ての精算書類の提出を済ませること。

期間内に補助事業を完了できなかった場合は、補助金の交付を受けられない場合があるので注意すること。

4 事業対象

(1) 対象事業者

県内で現在又は今後、旅行者を対象とした佐賀県への来訪のきっかけとなるような新たな観光プロダクツ造成の取組に継続的に直接携わる事業者・団体で代表者、役員及び従業員が「佐賀県暴力団排除条例」に規定する暴力団及び暴力団員ではない者

(2) 対象経費

- ① 新たな取組や既存の取組の造成及び磨き上げに係る費用
- ② 対象となる取組を情報発信するために係る広報宣伝費
- ③ 専門的分野に係る委託料、招請費等（専門家招へい費、モニター費等）
- ④ プロダクツ造成に直接関係する備品購入費、施設整備・改修費等
- ⑤ その他、連盟の会長が認めるもの

(3) 補助対象外となる経費は、以下の通りです。

- ① 本事業に直接関係のない経費
- ② 交付決定日の前に発生した経費
- ③ 事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ④ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費

- ⑤ 本事業における資金調達に必要となった利子
- ⑥ 県の支出基準を大幅に上回る謝金費用

5 補助内容

(1) 補助上限額

- ① 異業種事業者による連携や事業者、民間団体、地方公共団体等が連携する取組については上限 500 万円
- ② 事業者、民間団体等単体の取組については上限 300 万円

(2) 補助率

対象経費全体（税抜き）の 4 分の 3 以内

※ 対象経費は消費税抜きの金額です。（算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）

6 応募の手続き

(1) 提出書類

- ① 応募用紙（様式第 1-1 号） 1 通
- ② 誓約書（様式第 1-2 号） 1 通
- ③ 収支予算書（様式第 1-3 号） 3 通
- ④ 企画書（任意様式） 3 通

作成に当たっては、下記の内容を含めてください。

ア 企画タイトル

イ 企画概要

ウ 企画立案までの背景や経緯

エ 企画実施に係る応募者と協力者及び役割

オ ターゲット設定、及び設定理由

カ 事業期間内、及び事業終了後のスケジュール計画

キ 販売経路、及びプロモーション計画

※ 表紙へ、当該事業名の「佐賀型観光プロダクツ造成チャレンジ補助事業」と「提案事業者名」「作成年月日」を記載ください。

※ 各ページへ、ページ番号を記載ください。

※ 審査時に、この企画書により審査員へプレゼンテーションを行っていただきます。より審査員へ企画意図が伝わるよう、写真を含めイメージ等の挿入をお願いします。

(2) 応募期間

令和 5 年 6 月 12 日（月）から令和 5 年 7 月 13 日（木）

(3) 相談窓口

応募前に応募内容についての相談窓口を佐賀県観光連盟内に設置します。

事前に電話等で予約の上、事業企画書並びに応募用紙をご用意いただきご相談ください。

相談予約先については、12 問合せ先までご連絡ください。

※ 相談方法については、オンライン会議システムを使用した相談も可能です。

相談期間は、6月12日から応募期間終了まで

(4) 応募方法

応募期間内に上記のとおり提出書類を提出先までご持参ください。

7 事業者の選定

(1) 審査日

日 付：令和5年7月 **31** 日 (**月**)

時 間：審査時間は、応募締切後に連絡します。

場 所：**佐賀市市民活動プラザ 7階 会議室 F (佐賀市白山二丁目1番12号)**

(2) 選定方法

作成いただく企画書を基に審査員に対しプレゼンテーションを行う。プレゼンテーション審査により採点し、協議の上、採択を行う。

ただし、下記の場合は事前に書類審査を行います。

- ・ 応募件数が多数の場合
- ・ 応募された企画内容が当該事業の目的から明らかに異なる場合

また、審査内容については公開しないこととし、審査結果への異議は認めない。

【審査基準】

- ・ 佐賀「らしい」「ならでは」「だけ」の要素があるか
- ・ 新規性、独自性があり、魅力的な企画であるか
- ・ プロダクツのニーズ把握・分析をし、ターゲットの設定がされているか。
- ・ 旅行者への情報発信、販売、提供、見直しの手法が示されているか
- ・ 取り組み及び運営体制の実現可能性があるか
- ・ 持続可能性のある中長期的（少なくとも3年）な体制及び計画がされているか

【加点評価】

以下の項目のいずれかに該当する場合、それぞれの項目で加点する。

- ・ 旅行者への提供までを計画とし、地域資源を活用したグルメ企画
- ・ 訪日外国人旅行者のニーズ（電子決済の導入、多言語化等、ベジタリアン、ムスリム、ユニバーサルデザイン等）に対応する環境を整えた企画
- ・ 付加価値を高め消費額増加を目指す企画
- ・ 地域活性化や地域周遊が期待できる企画（事業者が連携したチケット企画等）
- ・ 「文化・自然・アクティビティ」の要素を持つアドベンチャートラベル企画
- ・ 専門家や第三者の視点や消費者ニーズ等を取り入れた企画、又は取り入れる予定である企画
- ・ 佐賀県観光連盟の会員であること

8 選定結果の通知

当連盟より応募者へ随時、文書で通知します。

9 補助金の交付及び条件

支援事業に選定された事業者及び団体は、交付を受けるため、佐賀型観光プロダクツ造成チャレンジ事業補助金交付要綱で定める手続きを行ってください。

(1) 補助金交付申請書の提出

佐賀型観光プロダクツ造成チャレンジ事業補助金交付要綱で定める「補助金交付申請書」を指定された期日までに提出してください。

(2) 補助金の概算払いの請求

補助金については、補助金交付決定額の2分の1を限度として1回に限り概算払を受けることができますので、概算払を希望される場合は、要綱で定める「概算払請求書」を提出してください。

(3) 実績報告

事業完了後、事業実績について要綱で定める「実績報告書」を提出してください。

(4) 補助金の請求

実績報告に基づき補助金額を確定し通知しますので、通知に基づき要綱で定める「請求書」を提出してください。

※ 交付決定前の事業については補助の対象外です。

10 その他

(1) 情報発信への協力

当連盟は採択された事業について、当連盟ホームページ（あそぼーさが）を含めた各種情報発信媒体等により情報発信を行うことがある。

採択事業者はこのことを了承し、取材対応及び写真提供等の依頼があった場合は可能な限り協力すること。

(2) 成果報告会への参加

当連盟及び観光関係者に対し、実施した事業成果の報告をお願いします。

成果報告会の日程等については、改めて連絡・調整します。

11 注意事項

(1) 佐賀型観光プロダクツ造成チャレンジ事業は県からの補助金を財源としていま

す。県の補助金の交付決定が無い場合は事業を実施できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。

12 問合せ・提出先

一般社団法人佐賀県観光連盟 経営・地域支援部 担当：平川

〒840-0041 佐賀市城内一丁目1-59

TEL：0952-26-6754 FAX：0952-26-7528

E-mail：youichi-hirakawa@saga-kanko.jp